

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の改定について①

県の少子化対策施策や市町村支援の進捗状況等を踏まえ、今後重点的に推進する取組を積極的に盛り込むため、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（計画期間平成27年度～31年度）の改定を実施。

改定時期：平成29年度末（平成29年度が計画の中間年）

（参考）国指針※において、計画中間年を目安として必要な場合に、市町村や都道府県は計画の見直しを行う旨が記載
 ※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

プランの趣旨

本県の子ども・子育ての現状等を踏まえ、子どもを生き育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくりを推進する計画として、平成26年度に「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定（計画期間：平成27年度～平成31年度まで）。

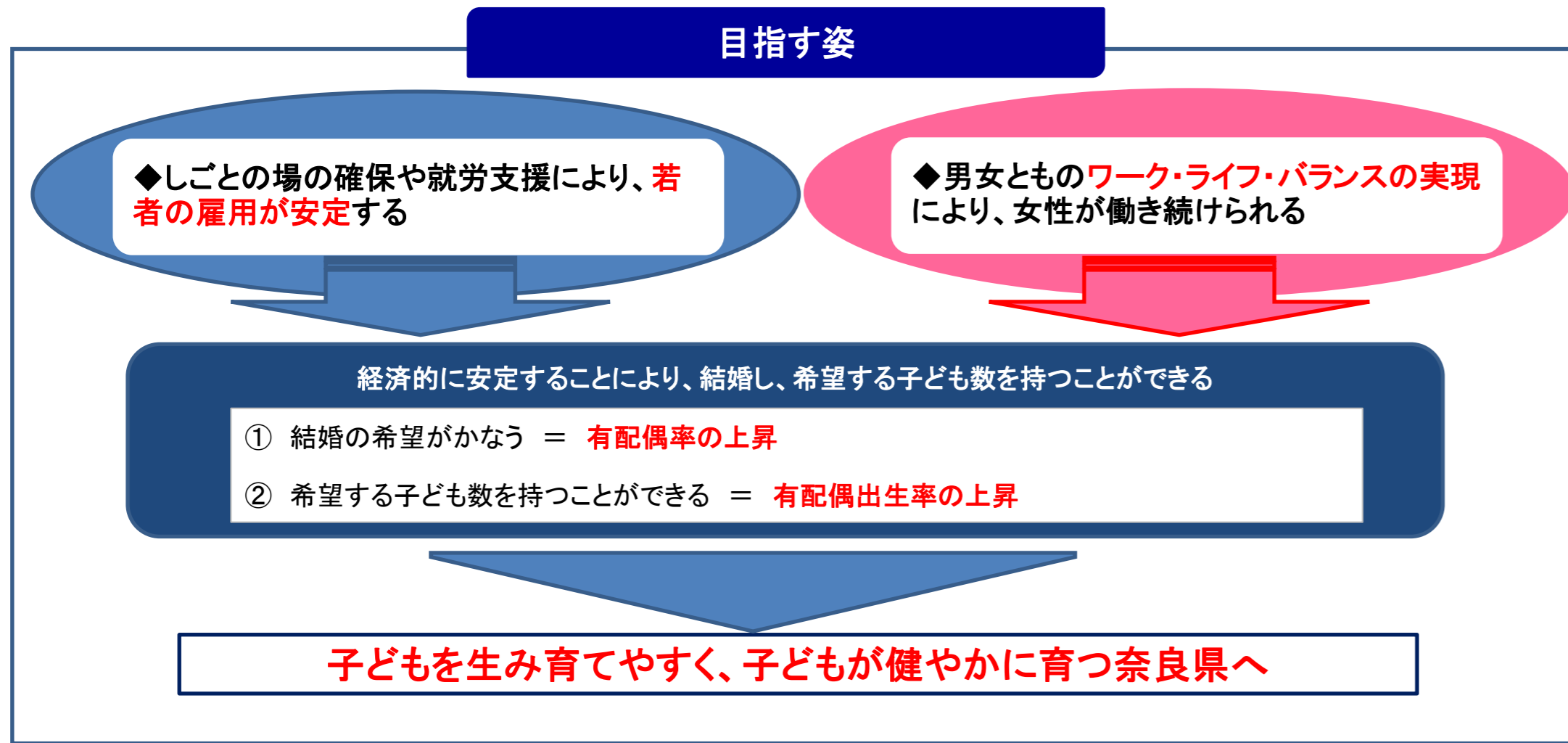
※次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」及び子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に位置づけ

【参考】第4章 計画の内容詳細

基本目標	推進施策	施策方向
Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり	1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	(1)結婚・子育て応援の気運醸成 (2)地域における結婚支援活動の推進 (3)地域における子育て支援活動の推進
	2. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)働き方の見直し及び多様な働き方の実現 (2)男性の子育てへの支援 (3)仕事と子育ての両立のための基盤整備
Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成	3. 若者と女性のしごとの安定	(1)就業意識の醸成及びキャリア教育 (2)就業能力向上のための実学教育 (3)しごとの場の創出及び県内就労の促進 (4)就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援 (5)子育て女性の就労継続及び再就労支援
	4. 次代の親の育成	(1)思春期からのライフデザイン形成への支援 (2)生命を慈しみ育む心の醸成 (3)妊娠・出産に関する正確な知識の普及
Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現	5. 子どもと親の健康の確保	(1)周産期医療の充実 (2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 (3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (4)「食育」の推進 (5)不妊に悩む方に対する支援 (6)小児医療の充実
	6. 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進	(1)幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における量的拡充と質の向上 (2)幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における人材確保と資質の向上 (3)認定こども園の普及 (4)就学前教育の充実 (5)「放課後子ども総合プラン」の推進
	7. 子育てに関する多様な支援	(1)子育てに対する経済的支援 (2)子育て支援に関する広域的な観点からの市町村支援 (3)地域における子どもの健全育成
	8. 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)社会的養護体制の充実 (3)ひとり親家庭への支援 (4)貧困家庭の子どもへの支援 (5)障害児施策の充実 (6)外国人の子育て家庭への支援
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備	(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2)家庭や地域の教育力の向上 (3)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
10. 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備	(1)良質な住宅及び良好な居住環境の確保 (2)安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備 (3)安全・安心まちづくりの推進 (4)子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (5)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (6)被害に遭った子どもの保護の推進	

プランの基本理念

「子どもを生き育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」を目指します。



プランの基本目標

○基本目標Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

- ◆ 女性が働き続けられる → 基本目標指標① 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高めます（平成25年 39.6%）
- ◆ 子育て女性が再就職しやすい → 基本目標指標② 女性（35～49歳）の就業率を65%に高めます（平成22年 60.9%）

○基本目標Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成

- ◆ 若者が経済的に安定できる → 基本目標指標③ 若者（15～34歳）の年間所得200万円以上の人数割合を全国平均まで高めます（平成24年 県58.4% 全国64.0%）
- ◆ 結婚の希望がかなう → 基本目標指標④ 結婚を希望する若者を増やすとともに、結婚の希望実現率を80%に高めます

○基本目標Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現

- ◆ 希望する子ども数を持つことができる → 基本目標指標⑤ 夫婦の「理想の子ども数」に対する「実際の子ども数」の割合を95%に高めます（平成25年 89.7%）